

中小企業会計の新たな動き

中小企業会計の新たな動き

～「中小企業会計指針」から「中小会計要領」へ～

経営管理研究科 准教授

太齋 利幸

はじめに

平成24年2月1日に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）は、結果として中間報告となったが、中小企業関係者（中小企業団体、税理士、公認会計士、金融関係団体、学識経験者等）が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」によって策定された中小企業の実態に即した新たな会計ルールである。その後、平成24年3月27日に最終報告として公表された。日本の全企業の99%を超える中小零細企業が会計を通して成長してもらうためにもこの会計ルールを知ってもらい、活用していただきたいものである。

第1章 中小指針と中小会計要領策定の経緯と目的

第1節 中小指針の経緯と目的

平成14年6月の中小企業庁が公表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」を基礎に、平成14年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成15年6月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をとりまとめ、平成17年8月にこれら3つの報告を統合した中小指針が策定された。中小企業の会計の質を向上させるためのルールである。その策定主体は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体であり、中小企業庁、金融庁及び法務省の参画を得ている。

その中小指針は、平成18年に会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い大改正され、その後において毎年改定されてきた。

目的としては、中小指針第3項にあるように、「中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示す」とある。また、「とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示す」とある。さらには、「本指針は一定の水準を保ったものとする」と続く。要は、中小企業はこの指針を基に財務諸表を作りなさいということである。ただし、金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社と会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く株式会社が適用対象となる。一方、

特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社についても、この指針に拠ることを推奨している。

第2節 中小会計要領の経緯と目的

日本税理士会連合会では、中小指針の普及を図るために、中小企業の計算書類について中小指針の適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を平成20年5月に作成した。しかし、中小企業庁の「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計分析結果【報告書】」（平成22年3月）に基づくと、中小企業の会計の認知度は、平成18年度34.5%、19年度44.0%、20年度42.4%、21年度42.0%と頭打ちになっている。次に、「中小企業の会計」に準拠した財務諸表の作成状況は、完全準拠は10.5%しかなく、「税理士一任のためわからない」が66.6%もある。経営者の努力不足もさることながら、税理士等の経営者への説明が不十分であったと言える。また、中小企業団体の一部から「中小指針は難解で使いにくい」との指摘があった。

上記の反省を踏まえて、中小会計要領は「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示す」ことを目的として作成されたものである。そして、作成するに当たっての考えとして次の4項目が示されている。

- ①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計。
- ②中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計。
- ③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計。
- ④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計。

中小企業の質向上のための会計ルールであることは、中小指針と同様である。しかし、幾つかの違いがある。まず、①の視点は、中小指針には見られない。そこから、中小会計要領は、経営者の理解に資することを主たる目的の一つとして策定されたといえる。しかし、中小会計要領は、整合的な基準からなる一つの体系をなしており、完全に準拠してはじめて意味のある会計となる。したがって、一部だけをつまみ食いの利用したのでは、自社の経営状況の把握に役立つ会計にはならない。また、③の「会計と税制の調和」については、中小指針においても随所に調和が図られているが、中小会計要領は、中小指針が例外的に許容している税務上の取り扱いを原則的な処理としている点が特徴的である。ここでの注意点は、多くの中小企業では、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われているが、例えば、減価償却は強制ではないため、赤字の場合企業は減価償却を行わなくてもいい。しかし、それでは企業の真の姿を映し出せていないことになる。これでは、企業経営に役立つとはいえないのである。

第2章 中小指針と中小会計要領の違い及びその関係

第1節 総論における違いと関係

両者の内容を比較するにあたり、まずは総論部分である基本的考え方について見ていこう。

第1に、その目的について中小指針は、「中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示す」としている。ここでの基本的考え方は、「一定の水準を保つ」ということであり、「取引の経済実態が同じならば、企業の大小に関係なく、会計処理も同じになる。」ということである。つまり、シングルスタンダードの立場を意味する。一方、中小会計要領では、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示す」としており、規模が小さくなれば、異なる会計処理が容認されるというダブルスタンダードの立場を意味する。

第2に、中小指針は、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の影響を受けることになる。つまり、新たな企業会計基準等が公表されたり、既存の企業会計基準等の改正がおこなわれたりして、その内容が変わるたびに、会計基準の内容は一つであるから、その影響を受けて改正されることになり、現に中小指針は毎年改正されてきた。しかも、企業会計基準等はIFRS（国際財務報告基準・国際会計基準）とコンバージェンスを推進しているので、結局、中小指針は企業会計基準等を通じてIFRSの影響を受けることになる。一方、中小会計要領では、「6. 国際会計基準との関係」において、「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」と記述されており、この点について、中小指針とは性格が全く異なる。

また、中小会計要領では、「8. 記帳の重要性」において、「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である・・・」とし、様々な簡便的な取扱いを認めつつも、すべての取引に関する記録が具備されていることが、会計の原点として必要であることが明記されている。

さらに、中小指針では触れられていない企業会計原則の一般原則、すなわち、「真实性」「資本取引と損益取引の区分」「明瞭性」「保守主義」「単一性」「重要性」の原則を留意事項として明記している点を中小会計要領の特徴として挙げるができる。

第2節 各論における違いと関係

次に、各論部分である具体的な取扱いについて見ていく。

この各論に関しては、まず記述方法が大きく異なる。中小指針においては、最初に要点が記述された後で、規定が記述されているのに対して、中小会計要領では、規定が示された後にその解

説が続くのである。89 項に及ぶ規定を持つ中小指針に対して、中小会計要領では、半分以下の 41 文である。ボリュームとしても、中小指針 60 ページに対して、中小会計要領 26 ページと半分以下である。

さて、両者の違いと関係について具体的に述べようと思うが、下記のように一覧に纏めてみた。

<中小指針と中小会計要領の具体的内容の異同点>

項目	指針	要領	ポイント
金銭債務	B/S 価額は取得価額。それと債権金額が異なる場合に、その差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法を適用。ただし、差額の重要性が乏しい場合は取得価額でよい。	B/S 価額は原則として取得価額。それと債権金額とが異なる場合には、償却原価法の適用を容認。	償却原価法
デリバティブ	時価をもって B/S 価額とし、評価差額は当期の損益とする。ヘッジ目的のデリバティブは、ヘッジ関係が有効であれば損益の繰延ができる。	言及なし	
有価証券	売買目的有価証券以外には原価法を適用。ただし、市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合には、時価評価し、差額は純資産直入。なお、満期保有目的の債券は、原則として取得原価であるが、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは償却原価法による。	売買目的有価証券以外には原価法を適用。売買目的有価証券は、時価評価し、評価差額は、当期の損益とする。	市場価格のあるその他有価証券要領には、満期保有目的の債券について言及がない。
棚卸資産	低価法のみ	原価法または低価法を選択適用	原価法
固定資産	減価償却は、每期継続して規則償却。ただし、法人税法の規定による償却限度をもって償却額とすることができる。減損会計を資産の使用状況に大幅な変更があった場合に適用。	相当の減価償却を実施。災害等による著しい資産価値の下落に対して評価損を計上。	要領にはソフトウェアに関する言及がない。
金銭債務	B/S 価額は、債務額。払込みを受けた金額が、債務額と異なる社債の場合には、償却原価法を適用。	B/S 価額は、原則として債務額。それと発行額が異なる社債の場合には、償却原価法の適用を容認。	償却原価法
税金費用、税金債務	法人税、住民税及び事業税は発生基準により計上し、その未納付額は、相当額を流動負債に計上。消費税等は原則として税抜き方式による。	言及なし	

中小企業会計の新たな動き

税効果会計	税効果会計を適用するが、一時差異の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産・負債は計上しないことができる。	言及なし	
リース取引	所有権移転外ファイナンスリース取引は、原則として売買処理する。ただし、未経過リース料の注記を要件に、賃貸借処理も容認。	賃貸借処理又は売買処理の選択適用可。	
外貨建取引等	外貨建取引は、原則として発生時の為替相場により、外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金含む）。外貨建有価証券（子会社株式及び関連株式会社除く）は、決算時の為替相場により換算する。ただし、長期（1年以上）の外貨建金銭債権債務について重要性がない場合、取得時の為替相場により、換算することができる。なお、子会社株式及び関連株式会社は、取得時の為替相場により換算。 ヘッジ会計（振当処理含む）が適用できる。	外貨建金融債権債務は、取得時の為替相場または決算時の為替相場により換算する。	要領には外国通貨、外貨建有価証券、ヘッジ会計について言及がない。

ここでのポイントとして、まず、棚卸資産が挙げられる。中小指針では低価法であるが、中小会計要領では、原価法と低価法の選択適用としている。原価法には、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法、売価還元法の8つあるが、中小企業で多く利用されている最終仕入原価法を、他の評価方法とともに明確化したのが特筆される。ちなみに最終仕入原価法とは、期末に最も近い時期に取得した一単位当たりの価格をもって、期末棚卸資産の一単位の価格として評価する方法で、時価法に近い考え方といえる。一方、低価法は、上記8種類の原価法のいずれかによって算定された価格と時価のうちのいずれか低い方を取得原価として評価する方法である。

次に、リース取引について触れてみたい。リース取引には大きくファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引に分けられ、さらにファイナンスリース取引は所有権移転ファイナンスリース取引と所有権移転外ファイナンスリース取引とに分けられる。ファイナンスリース取引とは、以下の要件を満たすリース取引のことをいう。・リース契約に基づくリース期間の中途においてリース契約を解除することができないリース取引や、中途解約ができる場合でもリース料の総額を違約金として支払わなければならない取引。・解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借り手が現金で購入した場合の見積購入金額の概ね90%以上であること。・解約不能のリース期間が、リース物件の経済耐用年数の概ね75%以上であること。

また、ファイナンスリース取引は、リース契約上の条件により、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められる取引を所有権移転ファイナンスリース取引といい、それ以外の取引を所

有権移転外ファイナンスリース取引という。具体的には、以下の条件を満たすようなリース取引を所有権移転ファイナンスリース取引という。・リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転するリース取引。・リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、著しく有利な価額で買い取る権利が与えられ、かつその行使が確実に予想されるリース取引。・リース物件が、借り手の用途に合わせて特別な仕様により製作または建設されたものであり、貸し手が第三者に再びリースすることができないリース取引。

一方、オペレーティングリース取引とは、ファイナンスリース取引以外のリース取引をいい、通常はリース契約を途中で解約することが可能である。解約物件が中古市場などで流通されるなど汎用性のあるものであること、また、代替ユーザーの存在が見込まれることなどの特色がある。建設機械や車両のリースなどに限られているようである。

平成 20 年 4 月 1 日から適用された新リース会計基準によると、オペレーティングリース取引は、賃貸借処理し直接的に費用化する。そして、所有権移転ファイナンスリース取引は、通常の減価償却資産を購入した時と同様に、貸借対照表にリース債務の全額を未払計上するとともに、リース資産の購入額に相当する金額を資産計上する。その後、減価償却費として耐用年数期間で費用化し、利息に相当するものを支払利息として返済期間に応じて費用化する。最後に、所有権移転外ファイナンスリース取引は、所有権移転ファイナンスリース取引と同様に、貸借対照表に資産及び未払金計上するが、費用化にあたっては、リース期間にわたり定額（リース期間定額法※）を減価償却費として処理。利息に相当する額は、定額にて支払利息にて費用化するか（利息定額法）、もしくは、リース契約書に各期間の利息の額の記載があれば、その金額を支払利息として每期費用化する（利息法）。所有権移転外ファイナンスリース取引においては、利息法による支払利息の計上額を除くと、賃貸借処理をした場合の金額と同額が費用処理されることになる。

※リース期間定額法の償却限度額 = $\{(リース資産の取得価額 - 残価保証額(注)) \div リース期間の月数\} \times 該事業年度におけるそのリース期間の月数$

(注) 残価保証額とは、リース期間終了時にリース資産の処分価額が所有権移転外ファイナンスリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を賃借人が支払うこととされている場合におけるその保証額をいう。

ただし、この会計処理が義務付けられているのは、金融商品取引法が適用される上場会社ならびにその子会社および関連会社、資本金 5 億円以上または負債総額が 200 億円以上の未上場会社であるため、ほとんどの中小企業には義務付けされていないのである。その中で、中小指針、中小会計要領では、上記の表のような取り扱いとしているのである。結論をいうと、多くの中小企業においては簡単な賃貸借処理をしているのが現状であり、また、それを許しているのが中小会計要領なのである。

第 3 章 会計参与制度と中小会計要領

中小企業会計の新たな動き

第1節 会計参与制度の趣旨

会計参与の制度は、平成17年に改正された会社法により創設されたものである。税理士（税理士法人）または公認会計士（監査法人）が計算書類の作成者に加わることによって、主として中小企業の財務諸表が適正に作成されることを期待されている。ただし、この制度は任意であるため会計参与を置かない会社も当然として多くある。

従来から税理士が中小企業の財務諸表作成に関わるケースは多かったが、会計参与を設置する会社においては、職業的専門人に会社の役員としての位置づけが与えられ、善管注意義務、会社・第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟等のルールが及ぼされることになるから、作成される財務諸表の信頼性は高まることと思われる。

第2節 会計参与と中小会計要領

1. 中小会計要領を利用できる会社

中小指針も中小会計要領も、一定の範囲の株式会社に当然に適用されるものではなく、会社が自発的に利用するものである。それでは、会計参与設置会社である中小企業は、どちらをベースにして財務諸表を作成すべきなのか。この点については、中小企業の会計に関する検討会におけるワーキンググループで議論された。結論から言うと、会計参与設置会社においても中小会計要領のような簡素化されたルールを適用してもよいということである。

つまり、会計参与を置けないような中小企業のみならず、会計参与を設置できる会社においても中小会計要領を利用できるということである。

2. 中小会計要領利用のあり方

会計参与設置会社が中小会計要領を利用する際には、次の点に注意が必要である。

中小会計要領を利用する中小企業においては、経営者自身が財務諸表の作成を通じて、自社の経営状態を把握し、金融機関等に対する説明能力を向上させることが期待されている。会計参与設置会社が財務諸表の作成を会計参与に丸投げすることは中小会計要領の趣旨に反するというべきである。当然、会計参与を置けない中小企業においても税理士に丸投げしてはいけないのである。経営者自身が、財務諸表の作成に一定以上関与し、そこから得られる知見を、社内外に活かすことこそ、中小会計要領の目指すあり方である。

第4章 中小会計要領が中小企業業務に与える影響

第1節 中小企業・中小企業経営者に与える影響

中小会計要領は、中小指針と比べて「簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業」が利用することを想定して策定されたものであり、これにより中小企業向けの会計ルールは、中小指針と中小会計要領の2つが併存することとなり、中小企業はそのどちらも参照することができる。

中小指針を適用している会社は、そのまま中小指針に準拠し続けることが適切であり、実務上の影響は特にはないと思われる。一方、中小指針を利用するに至らなかった中小企業や中小企業向けの新たな会計ルールを活用しようと思っている中小企業経営者は、中小会計要領を一読された。なぜなら、この中小会計要領は、わかりやすく解説されており、読みやすい。中小指針は、税理士、公認会計士水準で書かれており、中小会計要領は、経営者目線で書かれている。

中小指針には、中小企業団体からは日本商工会議所のみが策定主体として参画しており、中小会計要領には、「中小企業の会計に関する検討会」及び同ワーキンググループのいずれにも、①全国商店街振興組合連合会、②中小企業家同友会全国協議会、③全国商工会連合会、④全国中小企業団体中央会、⑤日本商工会議所の5団体から委員が参加している。すなわち、日本の主要な中小企業団体が中心となって中小会計要領が策定されたのである。

これらを踏まえると、今までは難しく書かれている中小指針が手本であったため、中小企業の経営者は「わからない」とか「税理士に一任」と逃げられたが、今後は、これが通用しなくなったといえるのではないかとと思われる。

第2節 会計参与設置会社に与える影響

中小指針では、「とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。」とされているので、暗に会計参与設置会社については、中小指針の利用を促すかのように読める。個人的にも、会計参与は税理士や公認会計士であるため、中小指針に準拠すべきだと思う。しかし、中小会計要領を適用することも可能と思われる。したがって、今後は、基本スタンスは中小指針に置きながらも、中小指針と中小会計要領の双方の内容を理解し、それぞれの適用場面を判断して、必要な会計処理等を行うことが要請される。さらに、経営者が中小指針の内容を理解することが容易ではないような場合には、中小会計要領に基づいて、会計の必要性とその処理等の内容を説明することが求められるであろう。

第3節 税理士業務に与える影響

1. 税理士の使命と業務

税理士法の第1条にあるように、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあり、第2条に、「他人の求めに応じ、租税に関し、税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）のほか、税理士の名称を

中小企業会計の新たな動き

用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。」つまり、税務のみならず、会計の専門家でもあるのである。したがって、税理士は税法だけでなく、会計についても識見を深める必要がある。税務と会計の両方の知見と能力を持って、納税義務者の信頼に応える必要がある。しかし、現状はどうであろうか。納税義務者つまりクライアントの信頼、要望に応じているであろうか。はなはだ疑問と言える。私には多くの友人、知人がいるが、中小企業の経営者も少なからず存在する。そのうちの数名から「今の税理士はこちらのことを聴いてくれない」「単なる記帳代行屋になっている」「税務署の手先だ」「威張っている」というような話を聞いた。不満が多いのである。税理士は、今一度納税義務者（クライアント）の信頼に応えるという使命を思い出してほしいものである。

おわりに

中小企業庁のホームページを見ると、より多くの中小企業経営者に中小会計要領を活用してもらおうとの姿勢が窺える。Q 1「中小会計要領」って何ですか？で概要を説明し、Q 2「中小会計要領」は誰でも使えるのですか？で中小指針との比較をし、Q 3「中小会計要領」はこれまでの会計ルールとどこが違うのですか？で中小企業の実態に即した項目を抜粋して記述しており、Q 4「中小会計要領」を活用すると何ができるのですか？で財務の把握、経営改善等、金融機関との信頼関係について触れている。さらには、Q5「中小会計要領」の活用に対する支援策がありますか？で中小企業基盤整備機構によるセミナーの案内、日本政策金融公庫における「中小企業会計活用強化資金」融資制度の創設、日本政策金融公庫における「会計関連融資制度」の拡充など取組の一例が載せている。そして、最終ページには、「国も中小会計要領を全力で応援していきます」と銘打って、まとめている。企業会計が税理士や公認会計士のものではなく、経営者のものであるようにしようとの姿勢が強く窺えるのである。

【参考文献】

1. ZEIKEN ● VOL.28【特集】中小企業を巡る会計の新しい動き
2. 中小企業会計基本要領と中小指針との異同点とその関係 佐藤信彦
3. 会計参与制度と中小会計要領 大杉謙一
4. 中小会計要領の制定が中小企業実務に与える影響 上西左大信
日本税務研究センター 2012年5月 (No.163)
5. 中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/knowledge/index.htm>
2013年8月28日アクセス